

平成27年9月18日

門真市議会議長

春田 清子 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決並びに承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（門真市立第三中学校給食棟建替工事請負契約の一部変更について）
- 2 議案第61号 （仮称）門真市立総合体育館建設工事請負契約の締結について
- 3 議案第62号 門真市自転車安全利用に関するマナー条例の制定について
- 4 議案第63号 門真市個人情報保護条例の一部改正について
- 5 議案第64号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 6 議案第67号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第5号）中、所管事項
- 7 議案第69号 平成27年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第70号 平成27年度門真市水道事業会計補正予算（第2号）

審査日：平成 27 年 9 月 11 日（金）

○承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（門真市立第三中学校給食棟建替工事請負契約の一部変更について）

（議案の内容）

平成 27 年 6 月 19 日門真市議会第 2 回定例会において議決のあった門真市立第三中学校給食棟建替工事請負契約について、契約金額「1 億 5464 万 6280 円」を「1 億 6952 万 6520 円」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	アスベスト除去工事が新たに必要となり、契約金額が増額となったが、アスベストの有無は事前にわからなかったのか。
答	本市の設計業務委託では、建物の解体に際して築年数にかかわらず、委託業務仕様書にアスベストの調査を定めているが、今回、委託業者が現場確認を怠り、吹きつけ材がないと虚偽の報告を行ったことから、事前に把握できなかった。
問	第三中学校給食棟のアスベストによる健康被害は。
答	空気濃度測定調査を実施したところ、アスベストの人体に対する影響はなく、安全を確認した。
問	同工事が必要となったことで、委託業者へどのような責任を問えるのか。
答	委託業者への責任は、業務委託契約の業務範囲にアスベストの調査が含まれていたにもかかわらず、調査を怠っていたことによる契約不履行が、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に規定する入札参加停止措置に該当するため、27 年 8 月 25 日付で 6 カ月の入札参加停止を行った。 また、急遽、想定外のアスベスト除去工事が必要となり、市に損害が生じたことから、業務委託契約書第 9 条に違反したとして、損害賠償請求を行っていく。
問	市として、アスベスト含有吹きつけ材及び含有建材の施工状況を把握しておく必要があると思うが、見解は。
答	本市では、17 年から 20 年にかけて、アスベスト含有吹付材及び含有建材の全庁的な調査を実施し、施工状況に応じて、順次、除去工事や囲い込み工事等の適切な対処を実施している。 また、改修や解体工事の際には再度調査確認を行い、対象箇所のアスベスト含有材については、適切な処理を実施している。
問	再発防止に向けた今後の対策は。
答	今後の設計業務委託は、現地写真の提出を求めるなど、報告書類の強化を図ることにより、対策を行う。
問	今回、アスベスト除去工事が必要となった施設は、同調査では対象外であったとのことだが、対象外であったほかの施設への新たな対策は。
答	今回の発見を受け、8 月 25 日に開催したアスベスト対策本部で、本件以外の市有建築物を調査把握する必要があるとの方針決定を行っており、市民の安全性確保と健康保持のため

め、同調査では対象外であった全施設に対し、年度内に目視で確認するなど、順次アスベスト調査を行い万全を期していく。

(その他の質疑項目)・17年のアスベスト調査で対象外とした施設の基準について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく承認

○議案第61号 (仮称) 門真市立総合体育館建設工事請負契約の締結について

(議案の内容)

- 契約の方法 一般競争入札
- 契約金額 33億4044万円
- 契約の相手方 大阪市西区靱本町一丁目11番7号
株式会社熊谷組関西支店
常務執行役員支店長 小川 嘉明
- 工期 議会の議決のあった日から平成29年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問 前回の入札と比較して、入札参加資格要件の変更点は。

答 主な変更点は、4点である。

①体育館建築実績を延床面積4000㎡以上としていたが、本工事が大空間を有する体育館の建設工事であることから、体育館の建築実績を有する総合評点が1500点以上の業者であれば、高い技術力と施工能力を有するものと考え、面積要件は不問とした。

②単独受注での体育館施設の施工実績に加え、各分野に秀でた企業同士が構成し、円滑な施工を行う特定JV工事で、総合評点が1500点以上、体育館建設の建築一式工事かつ出資比率20%以上の実績を有する業者の施行実績も認めるとした。

③業者が工事实績を有していれば、適切な施工管理が行えるものと考え、体育館建設工事に従事した経験者の配置は求めないとした。

④本市では有効となる応札が2者に満たない場合は、入札会を中止しているが、本案件は、これまで2回の入札の不調が生じたため、今回の発注に関して、応札が1者の場合でも落札候補者として決定するとした。

問 同要件の変更により、参加可能な業者は、何業者を想定していたのか。

答 32業者を見込んでいた。

問 今回の設計金額は適正であったのか。

答 これまで2回の入札不調が生じたことから、今回の入札では、当初の入札時期から期間が経過しており、実勢価格との乖離を埋めるため、労務費と物価上昇を反映した設計単価の見直しを行ったもので、適正な設計金額と考えている。

問 設計変更の内容のチェックは行ったのか。

答 事業担当課で厳重にチェックしている。

問 応札した4者中、3者が同じような価格帯であるのに対し、落札した1者だけが安い金額であったが、市は落札業者の設計金額が妥当と判断しているのか。

答 入札に参加した業者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で応札しており、労務費等の高騰が続く状況の中で、各業者とも企業努力を行った結果、受注意欲の高い業者が落札したも

	のであり、妥当な金額と考えている。
問	27年6月補正で4億円近い設計金額の増額をしているが、その中にはこれまで含まれていなかった土壌処理費1億5200万円を含んでいるのか。
答	含んでいる。
問	当初の設計金額に土壌処理費を含めていなかった理由は。
答	土壌汚染対策が必要であることは当初から把握していたが、対処方法の決定が本体工事の発注に間に合わなかったため、追加工事とする予定であった。しかし、入札が不調となったことにより、本体工事に含めることが可能となった。
問	同体育館の敷地である旧トポスの跡地は、現在、裁判で係争中であるが、市が敗訴した場合、影響はないのか。
答	同体育館の敷地は、土地区画整理事業の換地により敷地を設定したもので、係争中の内容である建物補償金額、支払いについては異なる。また、工事発注については、あくまで公共工事の発注であり、全く別のものであり、現時点では関係ないと認識している。

(その他の質疑項目)・今後の入札契約に対する市の考えについて
 ・同体育館建設工事の検査体制について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第62号 門真市自転車安全利用に関するマナー条例の制定について

(議案の内容)

自転車の安全利用の推進に関し、市、自転車利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する教育、啓発等及び環境の整備等を図るための諸施策を推進し、もって市民の交通安全の確保に寄与するため定める。

(主な質疑と答弁)

問	同条例は近隣市にもあるが、本市の条例の特徴は。
答	本市では、自転車盗難やひったくりの街頭犯罪が多いことから、利用する自転車の盗難防止や、ひったくり防止カバーの着用の努力規定を、自転車利用者の責務として定めている。
問	第3条第1項第4号で規定する「自転車の安全利用を促進するための道路環境の整備」の内容は。
答	ソフト面での自転車利用のマナーの周知徹底とともに、ハード面として、自転車がより安全に通行できる環境を整備することもあわせて取り組むことにより、本条例の実効性がさらに向上すると考えている。 本市では通勤、通学など日常生活での自転車の利用者が多く、自転車に関係する交通事故の割合が多いことが地域特性であることから、ハード面の整備として、鉄道駅、公共施設及び生活関連施設等を結ぶルートをより安全に通行できる自転車道の整備を考えている。
問	第3条第1項第3号で規定する「自転車事故の保険等への加入の奨励」の市の考えは。
答	近年、自転車事故による高額な賠償請求がされるケースが目立ってきており、保険加入の促進により、事故を起こした者だけでなく、事故に遭われた被害者の救済につながると考えていることから、市民に保険加入への必要性を理解してもらうために、各種イベント等を活

用し、あらゆる機会を捉えて、保険加入の周知・啓発に努めていく。

問 条例の周知・啓発方法は。

答 広報かどまや市ホームページでの周知を初め、条例をわかりやすくまとめたチラシの配布、市内同報系無線の活用、出前講座等、関係機関や庁内関係課と連携を図りながら、さまざまな機会を通じた啓発を予定している。自転車は、子どもから高齢者まで利用できる移動手段であることから、誰もが安心して利用できるよう、周知・啓発に努めていきたい。

(その他の質疑項目)・自転車ネットワーク計画の考え方と策定期間について
・自転車安全協会を設立する考えの有無について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 63 号 門真市個人情報保護条例の一部改正について

(議案の内容)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第31条の規定により、本市が保有する特定個人情報の取り扱いを定める等の所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問 同条例の改正に伴い、各職場の業務にはどのような変更があるのか。

答 28年1月からマイナンバーを扱うこととなる事務では、申請用紙等に個人番号欄が追加され、各手続の申請時には、法令に基づき厳格な本人確認の措置をとることとなる。
今後、28年度にかけて国との連携テストを経た上で、29年1月からは国の行政機関等、29年7月からは地方公共団体間で情報連携が始まることにより、社会保障や税、災害対策等の行政事務において正確な所得把握や同一個人の特정이容易になるなど、事務の効率化が図られることとなる。

問 複数の雇用形態がとられている中で、マイナンバーについて職員の管理が必要になるが、制度運用業務とともに一業者としての対応はどうしていくのか。

答 マイナンバーを扱う者のシステム権限付与については、情報セキュリティにおける最小権限の原則の考え方に基づき、各職場からの申請に基づき精査し、事務を行う上で、最小限度で適切な権限を付与することとしている。
また、民間の事業者と同様に、本市でも職員に係る給与関係事務において個人番号関係事務実施者として職員のマイナンバーを扱うこととなるが、システムを扱う職員ごとに適切な権限設定を行い、特定個人情報が記載された書類は施錠されたロッカーに保管するなど適切な利用に努めていく。

問 職員に、マイナンバーが掲載されたカードをコピーし、保管してはならないなどの説明を徹底するなど、実際の事務処理について指示しているのか。

答 番号法第20条で、何人も正当な理由なくマイナンバーを収集し、または保管してはならないと規定されており、10月から個人番号通知カードが順次交付されることから、各窓口における取り扱いについての注意事項を全庁周知したところである。
また、マイナンバーの取り扱いについては、事務でマイナンバーを取り扱うかどうかにかかわらず、業務に必要な事項が多く含まれるため、11月に臨時的任用職員や非常勤職員等も含めた全職員への研修会を通じ、周知する。

(その他の質疑項目)・電子メール等による個人情報の外部提供への考えについて など

(討論) 賛成討論あり

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 64 号、第 67 号中所管事項、第 69 号及び第 70 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成27年9月18日

門真市議会議長

春田 清子 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第65号 門真市手数料条例の一部改正について
- 2 議案第67号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第5号）中、所管事項
- 3 議案第68号 平成27年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第73号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第6号）

審査日：平成 27 年 9 月 14 日（月）

○議案第 65 号 門真市手数料条例の一部改正について

（議案の内容）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を新設するとともに、住民基本台帳カードの交付を廃止する。

（主な質疑と答弁）

問	市民が通知カードや個人番号カードを提示する場面はどのようなときか。
答	現時点で想定している場面は、障がい福祉サービスの各種申請や国民健康保険の加入・脱退の手続、生活保護の申請等、保健福祉部内の事務に関する多くの手続において、個人番号の確認及び本人確認が必要になるものと考えている。
問	個人番号の付番及び通知カードの交付における事務の流れは。
答	地方公共団体情報システム機構が住民票コードを個人番号に変換し、付番した後、住民票の住所に通知カードを簡易書留で送付する。
問	介護施設入所者やDV被害者等、全員に通知カードは行き渡るのか。また、返戻者への対応は。
答	やむを得ない理由により通知カードを住所地で受け取ることができない者に対しては、9月25日までに居所情報登録の申請をしてもらうことで通知カードを居所へ送付することができる。 返戻された場合は、一定期間、市で保管するなど、国から示される事務処理要領等に基づき適宜対応することとなる。
問	住民票の写しなどのコンビニ交付サービスはどうなるのか。
答	個人番号カードでの同サービスの利用を予定している。

（その他の質疑項目）・個人番号を取り扱う部局の職員の研修体制と専任担当者の必要性について
・通知カードの返戻予想について など

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 67 号 平成 27 年度門真市一般会計補正予算（第 5 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 2226 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 581 億 248 万 6000 円とする。

また、地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：平成 26 年度医療扶助費等国庫負担金返還金	2 億 3054 万 2000 円
平成 26 年度介護扶助費等国庫負担金返還金	414 万 5000 円
平成 26 年度生活扶助費等国庫負担金返還金	6895 万 9000 円

平成 26 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金返還金 21 万 3000 円
 平成 26 年度生活保護費府費負担金返還金 209 万 5000 円】

問	生活保護費の返還金が生じた要因は。
答	保護受給者数の減少により、生活扶助費の伸びが見込みより少なかったことや、後発医薬品の優先処方に伴い、医療扶助費が減少したことなどが考えられる。
問	不正受給への取り組みも支出額の減少に一定寄与していると考えますが、これまでの取り組みは。
答	<p>保護受給者の居宅に定期的な訪問活動を実施し、生活状況の十分な把握に努めることを初め、年 2 回、課税調査を行い、収入申告書と課税情報の照合などにより、適正な収入把握に努めている。</p> <p>また、市民からの情報提供窓口として生活保護情報専用ダイヤルを設置することにより、情報を集約し、ケースワーカーや適正化推進支援員が的確に情報共有することで、より迅速に不正受給等に対応するよう努めてきたところであり、引き続き、生活保護制度の適正化に努めていく。</p>
問	不正受給の内容は。
答	収入があったにもかかわらず、報告を怠ることなどにより、不正に保護費を受給する場合で、主なものとしては、就労収入の無申告や過少申告の場合、また、各種年金、福祉各法に基づく給付や生命保険の解約返戻金があった場合の無申告などである。
問	不正受給の件数と金額は。
答	26 年度の決定件数は 116 件で、決定金額は約 5500 万円である。

【歳入：障がい者手帳情報マイナンバー名寄せ検証モデル受託事業収入 302 万 4000 円
 歳出：障がい者手帳情報マイナンバー名寄せ検証モデル受託事業委託料 302 万 4000 円】

問	本委託料は、府から本市への障がい者手帳交付事務の権限移譲によるものだが、障がい者手帳が交付されるまでの現在と権限移譲後の流れは。
答	障がい者手帳の交付は、現在は、全ての申請ケースで府に進達を行っているが、権限移譲後は、府に諮問依頼や判定依頼するケースを除き、市で判定を行うことになる。
問	身体障がい者手帳と精神障がい者保健福祉手帳の 26 年度の交付件数と権限移譲となる 28 年度の交付見込み件数は。
答	<p>身体障がい者手帳の交付件数は、26 年度は新規ケースが 451 件、紛失等による再交付ケースが 231 件で、28 年度は新規ケースが約 480 件、紛失等による再交付ケースが約 300 件と見込んでいる。</p> <p>精神障がい者保健福祉手帳の交付件数は、26 年度は新規・更新ケースが 545 件、紛失等による再交付ケースが 53 件で、28 年度は新規・更新ケースが約 700 件、紛失等による再交付ケースが約 80 件と見込んでいる。</p>
問	権限移譲による市民への影響は。
答	身体障がい者手帳の交付は、約 9 割のケースで、また、精神障がい者保健福祉手帳の交付は、約 4 割のケースで、本市から府への進達や、府から本市への手帳の送付等に要する期間が不要となり、申請から交付に至る期間の短縮ができることから、市民サービスの向上につながると考えている。

【歳入：基礎年金等事務費交付金追加分 51万9000円

歳出：国民年金システム改修委託料 51万9000円】

問 国民年金保険料納付猶予の対象年齢拡大の制度概要は。

答 今回の法改正は、28年7月1日から施行され、37年6月末日までの時限措置となっており、近年、非正規雇用労働者が30歳未満の若年者に限らず、中高年層でも増加している状況を踏まえ、若年者納付猶予制度の対象者を30歳未満の者から50歳未満の者に拡充するもので、50歳未満まで本人や配偶者の所得が一定額以下の場合には、世帯主の所得に関係なく、納付猶予になるものである。

問 同制度の周知方法は。

答 窓口で案内するとともに、広報や市ホームページの掲載などを予定している。

(その他の質疑項目)・生活保護のケースワーカーの人員配置と体制について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第73号 平成27年度門真市一般会計補正予算(第6号)

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額581億248万6000円の範囲内で更正する。

(質疑と答弁)

【歳出：自治会館用地購入費追加分 99万3000円】

問 27年6月議会で補正していたが、今回補正する理由は。

答 6月議会の時点では相続路線価からの割り戻しで算出をしていたが、実際の鑑定時には、道路の後退により近隣の土地の形状が変わり、鑑定価格が上昇したことから、補正するものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第68号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成27年9月18日

門真市議会議長

春田 清子 様

文教常任委員会

委員長 佐藤 親太

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第66号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 議案第67号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第5号）中、所管事項

審査日：平成 27 年 9 月 16 日（水）

○議案第 66 号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案の内容）

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等に係る保育士の数の算定について、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問	看護師と准看護師の違いは。
答	看護師が国家資格であるのに対し、准看護師は都道府県知事免許であること、また、看護師が医師の指示に従って業務を行うのに対し、准看護師は医師または看護師の指示に従って業務を行うこと、さらに、資格を取得するための履修時間数が、看護師が 3000 時間、准看護師が 1890 時間であることなどがあるが、実際の医療現場での基本業務には、おおむね違いはないと聞いている。
問	看護師と准看護師の違いは大きいと思うが、なぜ准看護師を保育士と認め、基準を下げるのか。
答	<p>今回の国の法改正の主旨は、保育現場で、既に一人に限り保育士の算定に含んでいる保健師や看護師の確保が難しい現状から、准看護師まで拡大したもので、条例を定めるに当たっては、国は市町村が従うべき基準として定めている。</p> <p>本市では、保育現場への看護職の配置は、体調の変化が大きい乳幼児に適切な健康管理が可能となるなど、安全・安心な保育運営が可能になるとともに、今後の認可外保育施設からの移行も含めた地域型保育事業の人材確保の観点においても、国と異なる基準を定める特段の地域の実情はないことから、国に準じた改正を行うものである。</p>
問	国が定めた基準に従わなかった際に、本市に何らかのペナルティはあるのか。
答	ないものと認識している。
問	国の基準に従って、看護職を保育士とみなすのは、安易な考えであり、本市の保育の質が下がるのではないか。
答	准看護師も含めて看護職は、保育士より保育知識に欠けるという点は、一定あるかもしれないが、安全性の向上という点は看護職のほうが上回っている部分もあると考えていることから、直ちに保育の質の低下になるとは認識していない。
問	看護師に加え、准看護師も保育士とみなすことは、小規模保育事業などの質の低下につながるのではないか。
答	看護師と准看護師では、保育業務に関する知識や能力等に差はないと考えており、今回の改正により、直ちに質の低下につながることは認識していない。
問	准看護師は保育の専門家ではないことから、研修の受講が必要ではないか。
答	今回の法改正では、国においても准看護師が適切に業務に従事できるよう、安全性の確保面を中心とした研修を受講することが望ましいとされており、本市においても、該当する事

業者が発生した場合には、当該研修の受講を勧奨していく。

(その他の質疑項目)・看護職を配置している小規模保育事業所の本市での有無について

- ・他市の保育所等で死亡事故等が発生していることへの市の認識について
など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第 67 号中所管事項については、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。